

緊急度判定基準【概要】

目的

この基準は、「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和26年法律第181号)に基づき、国土交通大臣が各省各庁の営繕計画書に関する意見を述べる際に行う緊急度判定の客観性を確保するため、その技術的事項を定めたものです。

主な内容

- ・新営計画に対する緊急度判定基準
- ・修繕計画に対する緊急度判定基準

参考

公共建築工事の発注者の役割解説書 (2 . NO.8 答申 P5、L12 ~ 25 解説抜粋)

(事業の実施の優先順位や緊急性の評価)

国家機関の建築物においては、「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和26年法律第181号。以下「官公法」という。)第9条に基づき、毎年度概算要求に先立ち、国土交通大臣が、各省各庁の長より送付された営繕計画書に関して技術的な見地から緊急度等に関して意見を述べ、各省各庁の長及び財務大臣へ送付している。これは、国家機関の建築物として各省各庁間の整備水準等の均衡を図り、良質な官庁施設の整備を促進することを目的としたものである。官公法第9条第2項において「営繕計画書には、当該建築物及びその附帯施設の位置、規模、構造、工期及び工事費を記載するものとする。」とされている。また、緊急度については、各省各庁の長から送付された営繕計画書に関して個別の意見を述べるための緊急度判定に係る技術的事項を定め、その客観性を確保するため、官庁営繕部では「緊急度判定基準」を制定している。

地方公共団体においては、必ずしも上記のような制度は導入されていないものの、事業部局が行う公共建築工事の企画立案等について発注部局に事前相談を行う仕組みを構築するなど、それぞれの地方公共団体の実情に応じた制度を導入することなどが考えられる。